

各 地 方 機 関 の 長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

原議保存期間	20年 (令和28年3月31日まで)
有 効 期 間	一 種
警 察 庁 丙 運 発 第 5 0 号 令 和 7 年 9 月 1 1 日 警 察 庁 交 通 局 長	

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等について（通達）
道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第81号。以下「改正府令」という。）及び道路交通法施行規則第十七条第二項第三号イ(2)の規定に基づき、権限のある機関が発行する身分を証明する書類であって、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるもの（令和7年国家公安委員会告示第35号。以下「新告示」という。）が令和7年9月11日に公布され、同年10月1日から施行されることとなった。
今回の改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、改正府令及び新告示が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

- 1 趣旨
- 改正前の制度では、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第17条第2項第3号の規定により、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者は、旅券等の提示により、運転免許（以下「免許」という。）を申請することが可能であったところ、近年、特に道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第3項のいわゆる「外免切替」の手続を利用し、外国人観光客等の短期滞在の在留資格が決定された者が免許申請を行っている実態が確認された。
- これに関して、「経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）」（令和7年6月13日閣議決定）において、「外国の運転免許の日本の運転免許への切替手続（外免切替手続）について、運転免許の住所確認の厳格化や知識確認・技能確認の審査内容の厳格化を進める」こととされたことや、警察庁において行った海外調査により、海外諸国では免許取得に際して一定の居住・在留が求められていることが明らかとなったことなどを受けて、免許関係手続について見直しを行うものである。
- 2 内容
- (1) 改正府令
- ア 住民基本台帳法の適用を受けない外国人について、従来、旅券等の提示により免許の申請を行うことができるとする規定を改め、免許の申請時に、(ア)に

規定する書類の提示及び(イ)に規定する書類の添付を求めることとする。

(7) 外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類であって、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定める書類

(イ) 公の機関が発行した住所を確かめるに足りる書類又はこれに準ずるもの

イ 外国人については、運転免許証の更新時に、在留カード、特別永住者証明書、住民票の写し又は前項の書類の提示を求めることとする。

ウ 国外転出中の日本国籍を有する者については、免許の申請時等に、戸籍謄本等及び住所を確かめるに足りる書類の添付を求めることとする。

エ その他所要の改正を行う。

(2) 新告示

権限のある機関が発行する身分を証明する書類として、外交又は公用の在留資格が表示されている上陸許可の証印をされた書類等を定める。

3 参考

本改正に関連する「外免切替」手続等の運用の変更の詳細については、別途発出する「「外国免許関係事務取扱い要領」の改正について（通達）」（令和7年9月11日付け警察庁丙運発第49号）を参照すること。

なお、免許関係手続における住所確認の厳格化に関して、新たに規定された必要書類等に係る留意事項等については、別途指示する。

（参考資料）

改正府令及び新告示の官報の写し

○内閣府令第八十一号 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十九条第一項、第九十四条第三項（第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第一百一条第八項、第一百五十五条の二第五項及び第百十四条の七の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。 令和七年九月十一日 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
改正後	（免許申請書） 第十七条 〔略〕 2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第三号イ、第五号又は第九号に掲げるものについては、提示しななければならない。） 一 運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者（以下「免許申請者」という。）が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあつては、同法第七條第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十條の四十五の規定により同条に規定する外国人住民に係る住民票に記載することとされている事項（以下「特定事項」という。））が記載された住民票の写し（同法第十七條第三号に規定する国外転出者（以下「国外転出者」という。）にあつては、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十條第一項に規定する戸籍謄本等（以下「戸籍謄本等」という。）及び住所を確かめるに足りる書類）
改正前	（免許申請書） 第十七条 〔同上〕 2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第三号、第五号又は第九号に掲げるものについては、提示しななければならない。） 一 運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者（以下「免許申請者」という。）が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあつては、住民票の写し（同法第七條第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十條の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。））を記載したものに限る。第二十條第二項第二号及び第三十五條第一号において同じ。）

三 免許申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあつては、次に掲げる書類

- イ 次の(1)又は(2)に掲げる書類
- (1) 外務省の発行する身分証明書
- (2) 権限のある機関が発行する身分を証明する書類であつて、(1)に掲げる書類に準ずるものとして国家公安委員会が定めるもの
- ロ 公の機関が発行した住所を確かめるに足りる書類又はこれに準ずるもの

九 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

- イ 免許申請者が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二条第七項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。)、旅券その他の書類で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの(第一号、第二号及び第四号から前号までに掲げる書類であつてこの項の規定により添付し又は提示するものを除く。)
- ロ 免許申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合 旅券

十 [略]

三 免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報(登録された免許情報記録個人番号カード(その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、免許証及び免許情報記録個人番号カード)を提示しなければならない。)

三 免許申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあつては、旅券等

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二条第七項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。)、旅券その他の書類で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの(前各号に掲げる書類であつてこの項の規定により添付し又は提示するものを除く。)

十 [同上]

三 免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報(登録された免許情報記録個人番号カード(その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、免許証及び免許情報記録個人番号カード)を提示しなければならない。この場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる書類を添付し又は同項第三号及び第九号に掲げる書類を提示すること(要しない。)

四 前項の場合においては、第二項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる書類を添付し又は同項第九号に掲げる書類を提示することを要しない。ただし、当該免許申請者が住民基本台帳法の適用を受ける外国人であつて、免許情報記録個人番号カードを提示しないときは、特定事項が記載された住民票の写しを添付しなければならない。

五 第三項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

(免許証の記載事項等)

第十九条 法第九十三条第一項の内閣府令で定めるものは、免許を受けた者の本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等(以下「国籍等」という。))とする。

[254 略]

(免許証の記載事項の変更の届出の手續)

第二十條 [略]

二 前項の届出をしようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に定める書類を提示(第二号に該当する者であるときは、前項の届出書に同号に定める書類を添付)しなければならない。

- 一 住所を変更した者 住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類(外国人にあつては、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード(第三十一条の四の六第三項において「在留カード」という。)、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書(第三十一条の四の六第三項において「特別永住者証明書」という。))又は特定事項が記載された住民票の写し(住民基本台帳法の適用を受けない外国人にあつては、第十七条第二項第三号に掲げる書類。以下「在留カード等」という。)に限る。

「項を加える。」

四 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

(免許証の記載事項等)

第十九条 法第九十三条第一項の内閣府令で定めるものは、免許を受けた者の本籍(外国人にあつては、国籍等)とする。

[254 同上]

(免許証の記載事項の変更の届出の手續)

第二十條 [同上]

- 一 住所を変更した者 住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類

二 本籍（外国人にあつては、国籍等）又は氏名を変更した者（住民基本台帳法の適用を受ける者である場合に限る。）本籍（外国人にあつては、国籍等）が記載された住民票の写し（国外転出者にあつては、戸籍謄本等）

三 「略」

3 第一項の届出をしようとする者が、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有し、かつ、住所又は氏名（国外転出者にあつては、氏名）を変更したものであるときは、前項の規定にかかわらず、変更後の住所又は氏名が記載された免許情報記録個人番号カード（住所地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所を管轄する公安委員会をいう。第三十条の十第一項及び第四項並びに第三十条の十五第一項において同じ。）が必要と認める場合には、住民票の写し（国外転出者にあつては、戸籍謄本等）。第二十一条の十二第一号において同じ。）を提示しなければならない。（免許証の交付を受けようとする際に行う特定免許情報の記録の申請）

第二十一条の六 免許を現に受けていない者が、法第九十五条の二第五項の規定により法第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受ける際に法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請は、第二十一条の二第二項の規定にかかわらず、免許申請書に当該申請を行う旨を記載して行うものとする。この場合において、当該申請を行おうとする者は、第十七条第二項第九号イの規定にかかわらず、個人番号カードを提示しなければならない。

2 「略」
（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出の手續）
第二十一条の十二 法第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する法第九十四条第一項の届出をしようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第二十条第二項の規定にかかわらず、

二 本籍（外国人にあつては、国籍等）又は氏名を変更した者（住民基本台帳法の適用を受ける者である場合に限る。）住民票の写し

三 「同上」

3 第一項の届出をしようとする者が、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有し、かつ、住所又は氏名を変更したものであるときは、前項の規定にかかわらず、変更後の住所又は氏名が記載された免許情報記録個人番号カード（住所地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所を管轄する公安委員会をいう。第三十条の十第一項及び第四項並びに第三十条の十五第一項において同じ。）が必要と認める場合には、住民票の写し。第二十一条の十二第一号において同じ。）を提示しなければならない。

（免許証の交付を受けようとする際に行う特定免許情報の記録の申請）
第二十一条の六 免許を現に受けていない者が、法第九十五条の二第五項の規定により法第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受ける際に法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請は、第二十一条の二第二項の規定にかかわらず、免許申請書に当該申請を行う旨を記載して行うものとする。この場合において、当該申請を行おうとする者は、第十七条第二項第九号イの規定にかかわらず、個人番号カードを提示しなければならない。

2 「同上」
（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出の手續）
第二十一条の十二 「同上」

それぞれ当該各号に定める書類を提示（第二号に該当する者にあつては、同条第一項の届出書に同号に定める書類を添付）しなければならない。

一 住所又は氏名（国外転出者にあつては、氏名）を変更した者 変更後の住所又は氏名が記載された免許情報記録個人番号カード
二 本籍（外国人にあつては、国籍等）を変更した者 本籍（外国人にあつては、国籍等）が記載された住民票の写し（国外転出者にあつては、戸籍謄本等）

第二十一条の十三 法第九十五条の五第三項第一号の内閣府令で定める措置は、次に掲げるものとする。
「一・二 略」

三 前二号の措置を講じた者の戸籍電子証明書提供用識別符号（戸籍法第二百二十条の三第二項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号であつて、変更した本籍を証明する戸籍電子証明書（同条第一項に規定する戸籍電子証明書をいう。）を識別できるように付されるものに限る。）をその者の使用に係る電子計算機から情報提供等記録開示システムにより電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する措置

（免許証等の更新の申請等）
第二十九条 略

2 法第百一条第一項に規定する免許証等の更新を受けようとする者（以下「更新申請者」という。）は、現に受けている免許に係る免許証（外国人にあつては、当該免許証及び在留カード等。次条第二項本文において同じ。）を提示し、又は現に受けている免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示して当該特定免許情報を確認するために必要な措置を受けるなければならない。ただし、更新申請者のうち免許証の更新を受けようとする者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、現に受けている免許に係る免許証を提示することを要しない。
「3 10 略」

一 住所又は氏名を変更した者 変更後の住所又は氏名が記載された免許情報記録個人番号カード
二 本籍（外国人にあつては、国籍等）を変更した者 住民票の写し

第二十一条の十三 「同上」

「一・二 同上」

三 前二号の措置を講じた者の戸籍電子証明書提供用識別符号（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第二百二十条の三第二項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号であつて、変更した本籍を証明する戸籍電子証明書（同条第一項に規定する戸籍電子証明書をいう。）を識別できるように付されるものに限る。）をその者の使用に係る電子計算機から情報提供等記録開示システムにより電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する措置
（免許証等の更新の申請等）
第二十九条 「同上」

2 法第百一条第一項に規定する免許証等の更新を受けようとする者（以下「更新申請者」という。）は、現に受けている免許に係る免許証を提示し、又は現に受けている免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示して当該特定免許情報を確認するために必要な措置を受けるなければならない。ただし、更新申請者のうち免許証の更新を受けようとする者が免許の効力を停止されている者である場合にあつては、現に受けている免許に係る免許証を提示することを要しない。
「3 10 同上」

(運転経歴証明書の交付等の申請の手続) 第三十条の八 「1・2 略」 3 第一項の申請をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。ただし、第一号に規定する者が、前条第一項の規定による免許の取消しの申請と日を同じくして第一項の申請をしようとする場合(当該者が外国人である場合を除く。)にあつては、同号に定める書類を提示することを要しない。 一 運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カード(その者に係る運転経歴情報が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。)を有しない者であつて運転経歴証明書の交付の申請のみを行う者 住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる書類(外国人にあつては、在留カード等に限る。) 「二・三 略」 (運転経歴証明書の記載事項の変更の届出) 第三十条の十 「1・2 略」 3 第一項の届出をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。 一 住所を変更した者 住民票の写しその他の住所を確認するに足りる書類(外国人にあつては、在留カード等に限る。) 二 氏名を変更した者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類 イ 住民基本台帳法の適用を受ける者(国外転出者を除く。) 住民票の写し ロ 国外転出者 戸籍謄本等 ハ 住民基本台帳法の適用を受けない者 旅券等 4 第一項の届出(国外転出者にあつては、氏名の変更に係るものに限る。)をしようとする者であつて、運転経歴証明書及び運転	
(運転経歴証明書の交付等の申請の手続) 第三十条の八 「1・2 同上」 3 第一項の申請をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。ただし、第一号に規定する者が、前条第一項の規定による免許の取消しの申請と日を同じくして第一項の申請をしようとする場合にあつては、同号に定める書類を提示することを要しない。 一 運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有しない者であつて運転経歴証明書の交付の申請のみを行う者 住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる書類 「二・三 同上」 (運転経歴証明書の記載事項の変更の届出) 第三十条の十 「1・2 同上」 3 「同上」 一 住所を変更した者 住民票の写しその他の住所を確認するに足りる書類 二 氏名を変更した者 住民票の写し(住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあつては、旅券等) 「号の細分を加える。」 「号の細分を加える。」 「号の細分を加える。」 4 第一項の届出をしようとする者であつて、運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有するものは、前項の規	

経歴情報記録個人番号カードを有するものは、前項の規定にかかわらず、変更後の住所又は氏名(国外転出者にあつては、氏名)が記載された運転経歴情報記録個人番号カード(住所地を管轄する公安委員会が必要と認める場合には、住民票の写し(国外転出者にあつては、戸籍謄本等)。第三十条の十五第二項において同じ。)を提示しなければならない。 (免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者の特則) 第三十一条の四の六 「1・2 略」 3 法第七十七条に規定する者が、法第一百一条第一項又は第一百一条の二の二第一項の規定により更新申請書を提出しようとするときは、第二十九条第二項又は第二十九条の二の二第二項の規定にかかわらず、第二十九条第二項に規定するものを提示することを要しない。この場合においては、個人番号カード、旅券その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるもの(外国人にあつては、在留カード、特別永住者証明書又は特定事項が記載された住民票の写しに限る。次項において同じ。)を提示しなければならない。 「4・5 略」 (申請の手続) 第三十五条 法第九十九条第一項の申請は、次に掲げる書類を添付した別記様式第二十の指定申請書を公安委員会に提出して行うものとする。 一 管理者、技能検定員として選任されることとなる職員及び教習指導員として選任されることとなる職員の住民票の写し(住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項(外国人にあつては、国籍等)が記載されたものに限る。)及び履歴書 「二・八 略」	
定にかかわらず、変更後の住所又は氏名が記載された運転経歴情報記録個人番号カード(住所地を管轄する公安委員会が必要と認める場合には、住民票の写し。第三十条の十五第二項において同じ。)を提示しなければならない。 (免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者の特則) 第三十一条の四の六 「1・2 同上」 3 法第七十七条に規定する者が、法第一百一条第一項又は第一百一条の二の二第一項の規定により更新申請書を提出しようとするときは、第二十九条第二項又は第二十九条の二の二第二項の規定にかかわらず、第二十九条第二項に規定するものを提示することを要しない。この場合においては、個人番号カード、旅券その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるものを提示しなければならない。 「4・5 同上」 (申請の手続) 第三十五条 「同上」 一 管理者、技能検定員として選任されることとなる職員及び教習指導員として選任されることとなる職員の住民票の写し及び履歴書 「二・八 同上」	
附 則 備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 この府令は、令和七年十月一日から施行する。	

○国家公安委員会告示第三十五号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第十七条第二項第三号イ(2)の規定に基づき、権限のある機関が発行する身分を証明する書類であつて、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものを次のように定める。

令和七年九月十一日

国家公安委員長事務代理

国務大臣 鈴木 馨祐

道路交通法施行規則第十七条第二項第三号イ(2)の権限のある機関が発行する身分を証明する書類であつて、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものは、次のいずれかに掲げる書類とする。

一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）

別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格が表示されている上陸許可の証印（入管法第九条第一項に規定する上陸許可の証印をいう。第三号において同じ。）をされた書類

二 在留資格認定証明書（入管法第七条の二第二項に規定する在留資格認定証明書をいう。次号において同じ。）

三 日本国領事官等（入管法第四条に規定する日本国領事官等をいう。）の査証を受け、及び上陸許可の証印（在留資格認定証明書の交付を受けることができる在留資格が表示されているものに限る。）をされた書類

四 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第九条第三項(a)に掲げる身分証明書

附 則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。